

べっふの文化財

No. 36

平成17年3月

— 実相寺・八幡竈門神社 —



准胝観音坐像

別府市教育委員会
別府市文化財調査員

豊前道と実相寺

(入江秀利)

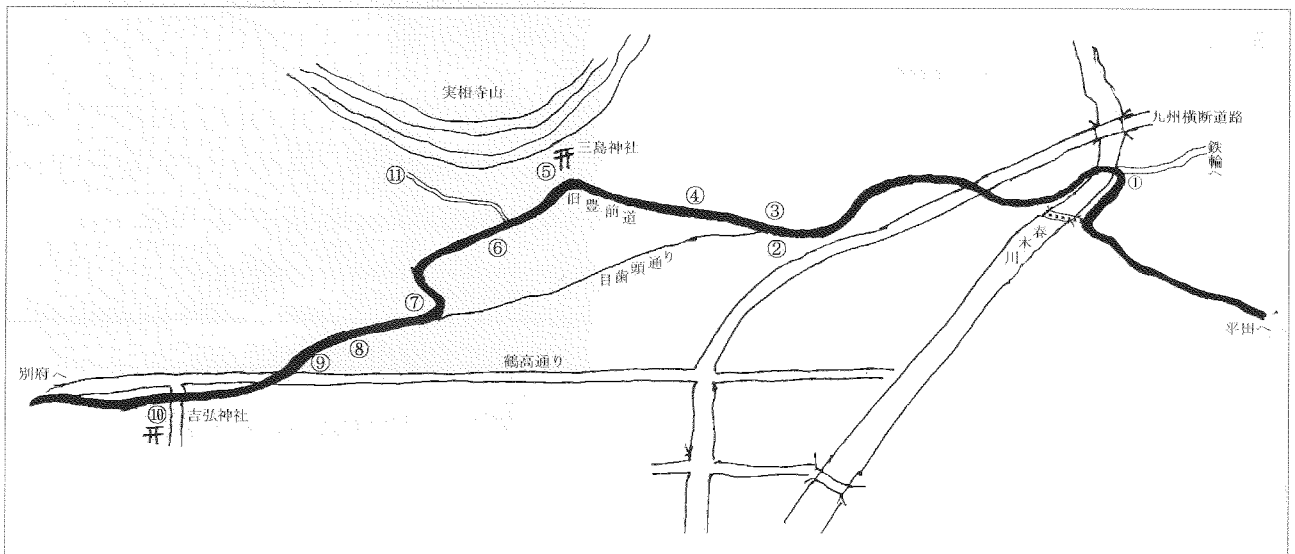
豊前国と豊後国を結び横灘の村々を南北に貫く往還を豊前道とよんでいた。

古代、宮都と太宰府を結ぶ官道西海道があった。また、西海道の杜崎(門司)から南に下って、豊前・豊後・日向・大隅を結ぶ支道があつて西海道東路とよばれた。近世になると、この東路の一部は脇街道となつて、豊前大里(北九州門司区)と豊後府内(大分市)を結ぶ、豊前道(街道)とよばれた。

郷土横灘を通る豊前道は、山香から鹿鳴越峠^{かなこえ}を越えて豊岡から亀川へはいり、春木川を涉つて実相寺山の東麓を通り、別府村・浜脇村を経て銭瓶峠から府内大分へ抜けた。今も残る実相寺山東麓を通るかつての豊前道は、往時のたたずまいを僅かに残している。

実相寺山(約170メートル)は、角殿山(ルミエールの丘)と共に石垣原に盛り上がった小丘陵である。これらの二丘陵は石垣原合戦で松井・黒田軍の陣営となった。この実相寺山の名はその東麓にあった古刹実相寺によるものであろう。旧実相寺は合戦で焼失してしばらく庵を結んでいたが、後に現在の寺地に再興された。

実相寺山麓の豊前道については、「鶴見七湯廻記」に幾つかの伝承を残しているが、名もない古石塔などが残されている。



春木川の渡河点①大石(おいし)



豊前道は、横灘に入り亀川(中央通)から平田の観音寺・円通寺(別府大学)を経て春木川に出る。

徒歩の通行者も車馬を利用する者も、断崖の川岸が緩やかな渡河点を渡渉して対岸に涉った。

この渡河点から北西に延びる道路は鉄輪に至る道で、別府や石垣方面から鉄輪に行く者はこの道を利用した。やや川下の点線の場所は、現在橋梁が架かって兩岸をつないでいる。

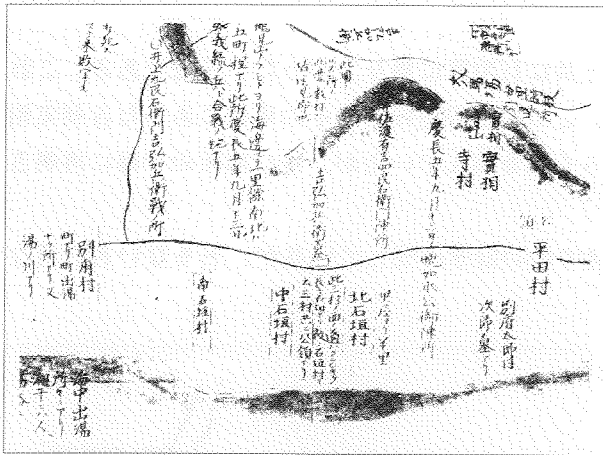
春木川を西岸(石垣側)に涉った豊前道は、次郎太郎古墳②を目安に、やや西に湾曲して古墳の西側を通る。

豊前道は、平田の国指定史跡の鬼の岩屋古墳の脇も同じように西側を通っている。これらの古墳が作られた6世紀後半に古墳との相関は分からないが、豊前道の元道が既にあったと思われる。

国堺の道 (森藩・幕府領)

貝原益軒の『豊国紀行(元禄7年)』に、「実相寺村(鶴見村)の南に、北石垣・中石垣・南石垣として三村あり。官道より東方にあり。」と書かれている。官道とは豊前道のことで、江戸時代では「往還」ともよばれていた。この道が森藩久留島領と幕府領(天領)との境界になっていた。

(註 実相寺村は鶴見村(北中村・原中村)の誤り)



『豊国紀行』付図「石垣原古戦場見取図」部分

この図は「古戦場見取図」の一部である。右下の平田村から別府村に引かれた線が豊前道で、東側に北・中・南石垣村の三村が見える。

道の中程の西側に「吉弘加兵衛墓」がある。現在の吉弘神社神殿裏の墓地である。図中の北、中石垣村の間に「此三村ノ西ノ道ハタニヒクク(ヒクキ)長キ石垣アリ 故ニ石垣村ト云 三村共ニ公料ナリ」の書き込みがある。当時、豊前道の石垣村側の路傍に石垣が設えられていたのであろう。

石垣原は、境川がつくる扇状地で、鶴見の原中村や沿道の三石垣村は大豆栽培を主とした畑作地帯で、享保19年(1734)、石垣村は幕府の勧めで救荒食の薩摩芋栽培を始めた。

外来種の薩摩芋は、元禄年間に薩摩や長崎で栽培されていたが、幕府は飢饉に備え(救荒食)として、青木昆陽に命じて栽培を指導し、代官所を通じて幕府領への栽培を奨励した。

豊前道を挟んで、石垣の村々と森藩の原中村の畑地には、渡来して間もない薩摩芋が栽培されていた。

石塔の道

豊前道には、五輪塔をはじめ石塔の残部を集めた場所があちこちにある。

疣神様

次郎太郎古墳を過ぎると行部川のほとりに③疣神様がある。もとは川の対岸にあったが里道の拡幅で現在地に移動されたそうである。

高99字・幅88字・奥行23字の安山岩の幅の広い板状の碑で、正面が平たく削り込まれている。祭神・祭日・由緒は不詳であるが、年齢の数の小石を供えれば疣がとれるという疣取り祈願の伝承が残っている。(『別府史談9号』日名子洋一)

疣神様の右脇に板碑一つが埋もれている。



大師塔

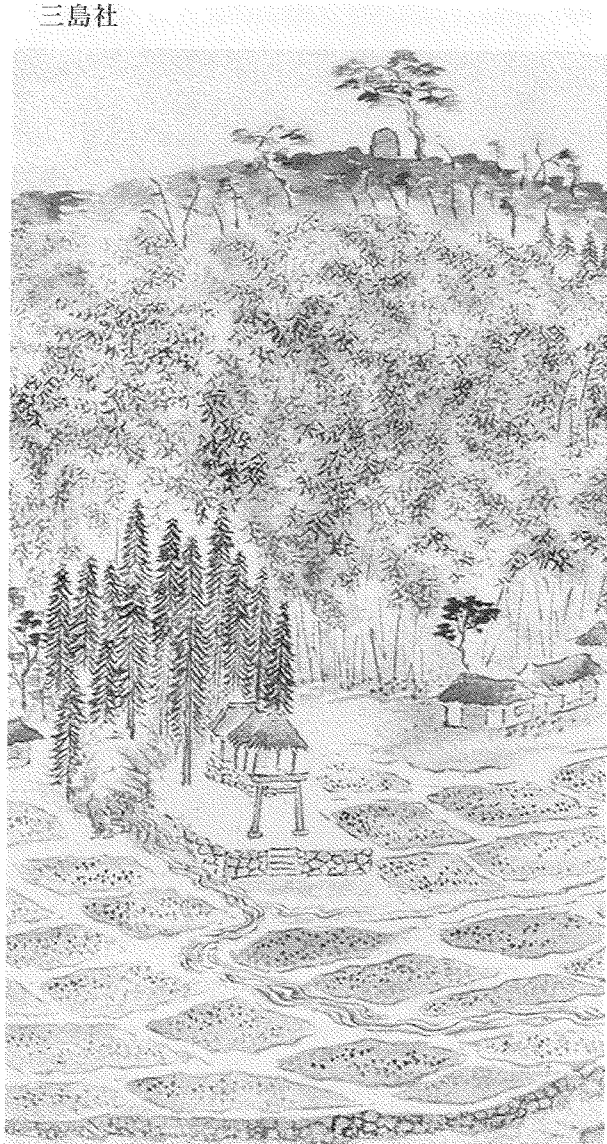
昔のままと思われる石垣の上に、④大師塔(石殿)と墓石がある。

石殿は破風に朱が入れてあり、銘のある台座の上に大師の座像が安置されている。銘は
享和元辛酉年 南無大師遍照金剛 願主野宮□
右衛門

大師塔内の台座は上部が切り取られ「南無」の南が欠けている。石殿には記年がない。



三島社



『鶴見七湯廻記』付図

慶長6年、速見郡の鶴見村と辻間村・頭成は森藩久留島侯の領地になった。久留島家は、伊豫来島を本貫とする瀬戸内海村上水軍の一族である。三島社⑤は、久留島村氏の産土神大三島の大山祇神を鶴見の守護神として勧請した社である。

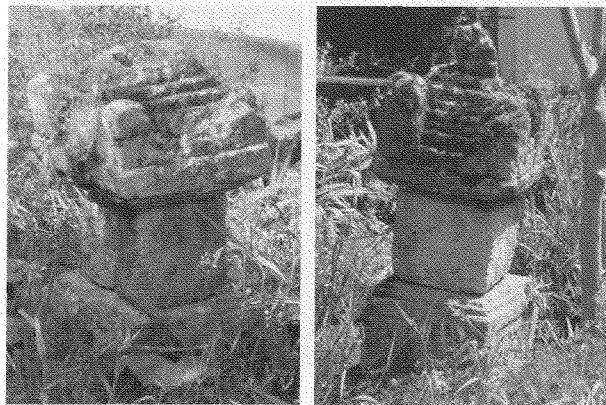
現在でも社殿には久留島家の「角切縮三字」の家紋の幕が張られている。

絵図で豊前道に向かって流れる小川は「奇水半夏水」の明神川で、現在は暗渠になっている。背後の実相寺山の頂上に見える板碑は「厩御前」の碑である。

(『鶴見七湯廻記』弘化二年、伊嶋重枝(直江雄八郎)著の鶴見村の風土記)

宝篋印塔

三島社前をやや南へ行くと、左脇に五基の宝篋印塔がある。付近に散在していた塔をこの場所に集めたのか、本来この場所にあったのか南北一列に並んでいる。



宝篋印塔は「宝篋印陀羅尼經」を納めた供養塔で、鎌倉中期から造られるようになった。塔は基礎・塔身・笠・相輪を積み上げて造られるが、古い塔ほど笠の四隅にある隅飾突起が直立している。ここの塔は小型で相輪は失われているが、基壇・塔身・笠に重厚感があり、二基は隅飾突起が直立している。かなり古い塔と考えられる。

三島社絵図にある通称「厩御前」の碑は、高さ1.85m、幅55cmで種子(梵字)はバク(釈迦如来)と彫られている。別府市では最も大きい板碑である。

宝篋印塔も板碑も時代を決定する紀年銘や記録がないが、南北朝時代は下らないであろうといわれている。

(山川出版社「歴史散歩事典」岩波全書「地方史研究必携」)

目齒頭地蔵



道は東に折れて南に曲がる角に「目齒頭」地蔵

とよばれるかなり大きな石殿ある。現在は石板に彫られた六地藏(二地藏を欠く)と首のない石佛二体が安置されているが、後世に納められたのであろう。

目齒頭は、地方にもメハズ・目筈・女狐の地名があるように、ここの字名である。

祭は8月28日の地藏盆に地藏講が催され、ヤセウマのお接待があったが、今は失われている。
 (『別府史談9号』日名子洋一)

記年のある路傍の石塔

荒金家墓地の道沿いに⑧⑨石塔がある。荒金墓地には正徳をはじめとして江戸中期以降の墓石が多く残された、市内でも古い墓地である。

⑧ 天明元丑□

梵字 厚譽夢及・信法子

(梵字キリクは阿弥陀)

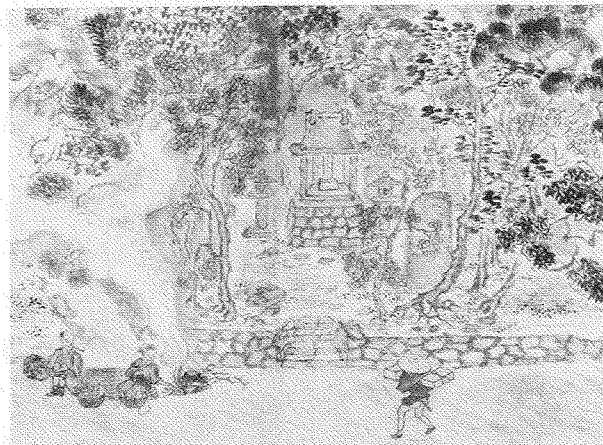
七月□朔日 文政八乙酉九月廿二日 ・道祖関首座 遠州高林少林寺徒



⑨ 寛政元年酉年九月廿三日

販元廣警行安信士

當村道国七右衛門



『鶴見七湯廻記』絵図・「吉弘古墳」部分

吉弘古墳

豊前道は南に延びて⑩吉弘神社に通じる。鶴高通りで分断されたが、神殿裏にある嘉兵衛統幸むねゆきの墓の前に往時の姿を残している。

昔は旅人の憩いの場所であった小森の茂みは、道路に半分を取られているが、石垣はそのままで、茶を沸かして旅人をもてなしていた里人の温もりが感じられる。

旧実相寺と新実相寺

旧実相寺

『豊陽故事談』(安政4年-1857)では、実相寺は天平勝宝3年(751)、僧賢明かのうが速見郡河直山の下に一宇を建立し、師仁聞法師を鼻祖にした。その後、実相寺山の東麓に移り、宝永山実相寺と号した。その後、天正初年、吉良勘解由統国が中興したと云われる。

実相寺は慶長5年、大友対松井・黒田による石垣原合戦で焼失したといわれるが、合戦の記録を見る限り東麓の実相寺まで戦闘は及んでいない。実相寺の伝承では、黒田軍が自ら火をかけたという。

黒田軍は実相寺やその境内を兵站へいたんとして、負傷者や死者の始末をするうちに、寺内が血汚したために焼却したのではないかと考えられる。

図に上げた道⑩は、後藤碩田の「石垣原合戦絵図」(朝見神社蔵)にある、南原から実相寺山東麓を経て豊前道に通じる道である。現在は、松川家墓地辺りから古い石垣にそって古道が残っている。

旧実相寺は、もし兵站として用いられたのなら、戦場の石垣原に通じるこの道と、豊前道の交差点の一带にあったのであろう。

新実相寺

慶長5年(1600)、石垣原合戦で山麓の実相寺は焼失したが、跡に豊泉庵という粗末な小庵が残されていたようである。『鶴見七湯廻記』絵図・「実相寺」

延宝(1673～)年間始め、豊泉庵を訪れた佐賀の僧即現が、慶長2年の洪水で田畑が流された春木川の中河原に、古刹実相寺の再興を思い立った。



即現は森藩に願い出て、およそ周囲370間の敷地を下賜された。天和2年(1682)、大殿・庫院・僧堂の備わった禅宗(曹洞宗)実相山宝泉寺を建立し、珍珠安楽寺第七世茂林秀繁禅師を開山第一祖に迎えた。『豊鐘善鳴録』『鶴見七湯廻記』

その後、即現は臼杵の多福寺に転職、朝見村長松寺の乾月を後持に迎えた。乾月は浄費を募り寺産を増やした。

乾月歿後、住持を相続した知外が乾月の遺言を守り寺勢を延ばした。享保年間、豊泉を山号に実相を寺号にして、現在の豊泉山実相寺となった。

天明年間(1781～)、住持傳牛が久留島侯に貢献したので、天明4年以降米五拾石の寄付を受けるようになった。

実相寺に天明4年の御寄付状が保存されている。

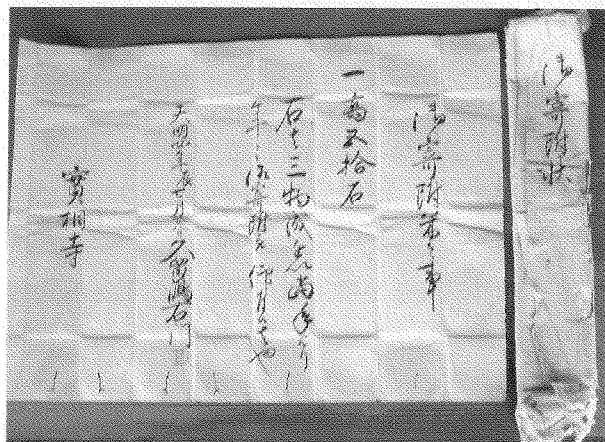
御寄付米之事

一 高五拾石

右者三物成を以当年より年々御寄附被仰付者也

天明四辰廿八日

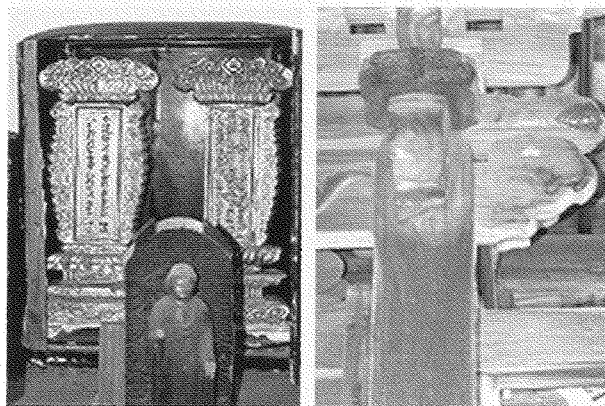
実相寺 久留島右門
久留島右門は七代藩主通同である。



藩主の位牌

位牌堂には歴代領主の位牌が安置されている。写真の厨子に向かって左の位牌「瑞龍院殿前雲州太守麻翁湛然大居士」は通同の位牌である。

領主は参勤や入湯の時に実相寺を宿舎にした。本堂前には久留島家家紋の提灯と点すことが許されていた。



嘉永の火災

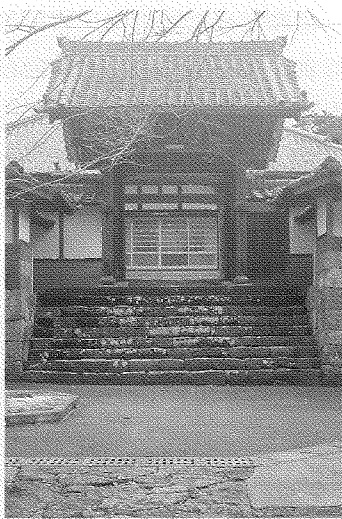
実相寺は嘉永2年2月8日、火災で諸堂を焼失した。現在の本堂は嘉永5年4月8日に再建された。山門の肘木と柱に残る消し炭状の焼けこげは、嘉永年間の火災の跡である。

実相寺「再建造創記」と准胝観音

小泊立矢

別府市朝日区鶴見に所在する曹洞宗の宝泉山実相寺は、天平勝宝3年(751)に僧明賢により創建されたという寺伝をもつ古刹である。『別府市誌(昭和60年版・2003年版)』によると、最初は鉄輪山の麓に建てたが、中世には実相寺山の麓に移っていたという。しかしこの堂宇は、慶長5年(1600)の石垣原合戦で焼失、荒廃してしまった。その後延宝年間(1673~81)に佐賀の僧然散即現が現在地に再興。禅師は、「常講法華、開導郷俗」(『豊鐘善鳴録』)とある。天和2年(1682)には玖珠の安楽寺7世茂林禅師を招いて開山としている。

享保年間(1716~36)には、宝泉山実相寺と現在の寺名となった。当地は森藩領であったため、代々藩主久留島氏の庇護を受け、天明年間(1781~89)には寺領70石の寄進を受けている。寺は嘉永2年(1849)2月に焼



実相寺山門

失するが、同5年に再興され現在に至っている。現山門は焼け残ったが、現在でも裏側(本堂に面した部分)の柱には焼け跡が残っている。また鐘楼に懸る梵鐘も火の熱で表面が損傷し、銘文も痕跡を残すのみとなっている。この時の再建については、現在同寺にある「再建造創記」にくわしく記されている。

「再建造創記」

この記録は、同寺に安置されている直江重素夫婦の雲首型位牌(総高112.0センチ)の裏面に、11行にわたって刻されている。次にその全文を記しておく。

再建造創記

嗟呼悲哉嘉永二丁酉二月十八日晚回泉難諸堂須臾為灰燼唯本尊開山世代邦君位牌過去帳伽藍坊耳取

出」也矣檀頭重素主悲歎之余移本尊開山住侶等於高頭庵而再造創庫院同四月仏生日落成東堂比丘祝偈」日天長地久活伽藍風雨火難消災庵実相春回花狼藉鶴峰雪解宝泉潭同六月八日上棟披露招両村中設」祝宴十二日本尊開山住侶等覆古」祝聖土地堂惣茶湯安座諷經巡堂了両庄管大小檀那婦依士女山門」興基万歳鳴福不堪歡喜然後嘉永五壬子春経営於本堂四月八日上棟慶贊同歴七甲寅卯月朔日尊師現住賢」乘比丘請集二豊尊宿四未禅客六十余員遷仏入道場祝國開堂誦法高祖六



位牌

百遠忌合而二夜三日行法事」隣国長者居士近邑善男女四衆圍繞靈山一会嚴然」仰冀再開基功德主直江郁藏重素隨喜者直江大藏」重雄惣世話人永野與兵衛加藤新左」門惣大小檀那婦依士女子々孫々代々昌永為山門外護」皇風永扇仏日增輝法輪常転取故法号重素婦夫」鶴嶽院寛仁久昌居士」鶴齡院寛室貞昌大師」今」世安穩後生善処這立靈位者也」嘉永七甲寅十二月日」再建現住大庵賢乘謹白向後住侶朝暮加藍鎮靜」内外安穩須自巳如眼睛亦如救頭然勿令輕忽至禱々々

(文中の「」は改行を示す)

(注) 回泉…回祿、火事。高頭庵…現在の稲荷社の在る所、鶴見七庵の一つ。(後藤武夫「鶴見村大庄屋直江氏について」『別府史談』8号より) 庫院…僧房。東堂…前住。祝聖…皇帝祝寿の儀式、禅宗では開堂の法会でも行う。祝国開堂ともいう。土地堂…境内を守護する土地神をまつる堂。諷經…読經、土地諷經(毎月2日、16日に土地堂で読經すること)。尊宿…年長者、すぐれた者。隨喜…他人が功德を積むのを見て、自分のことのように喜ぶこと。眼睛…禅の本質。至禱…一切に祈るの意、書翰文用語。

これを見てわかるように、嘉永2年2月18日に火事で焼失。しかし檀家の代表である直江重素は、運び出された本尊・開山（頂相カ）などを高顕庵に移し、ただちに堂宇再興に着手する。約2ヶ月後の4月8日には庫院の落成をみる。この時東堂は祝いの偈を作っている。6月8日の上棟披露には両村中（北中村、原中村カ）が招かれて祝宴が催され、12日に本尊・開山が安置されている。

その後、5年4月には本堂上棟、7年4月1日に開堂を祝うことになる。そして再開基の功德主として直江郁蔵重素の名があげられている。重素は南鉄輪村の庄屋佐藤家の生れで、天保元年（1830）に直江重枝の養子となり直江姓を名のることになる。後に重枝が本藩（森藩）出仕になると、重枝のあとをついで庄屋となるが、人望厚くその手腕は高く評価されている。明治3年（1870）9月、63歳で没。

随喜者として名のあがっている直江大蔵重雄は、日田の広瀬淡窓が開いた咸宜園で学んでいる。淡窓の日記『醒齋日曆』の天保9年（1838）4月27日の項に「別府人直江大蔵入門。居塾」とある。また入門簿には

天保九戊戌 豊後速見郡鶴

四月廿七日 見

直江大蔵十六才
(紹介者) 孝治

と記されている。紹介者の「孝治」とは天保2年（1831）に入塾した別府村の矢田孝二と思われる。天保14年に入塾した別府村の矢田棟吾の紹介者には「矢田孝治」とある。

「再建造創記」にあるように、重素は寺院再建の功により「鶴嶽院寛仁久昌居士」の院号を、また妻は「鶴齡院寛室貞昌大姉」の号をもらっている。この号は現在位牌の表に、再開基と記された下に夫婦並んで記されている。しかしこの時期、幕府は百姓町人たちの葬式・石碑は分限を越えないようにという達を出している。天保2年（1831）4月のもので、

近来百姓町人共、身分不相応之大造之葬式いたし、又は墓所へ壮大之石碑を建、院号居士号等附候趣も相聞、如何之事に候（中略）墓碑之儀も、高サ台石共四尺を限り、戒名へ院

号居士等決して附申聞敷候（後略）

これによると、重素夫婦への院号居士号（女性は大姉）は幕府の達に反することになる。寺の再建の功績が大きかったことにより特に授けたということであろうか。ただ達は「葬式」「墓碑」についてであるので、功労者は別と考えたのかもしれない。ちなみに、重素の墓標には、院号・居士号はなく「直江重素之墓」とあるだけである。

ところで、この院号を刻んだ石仏が境内にある。そのことについて次に述べてみよう。

石造准胝観音坐像

本堂に向って左側に、屋根だけの観音堂が建っており、多くの石造観音像が安置されている。その正面に座しているのがここで述べる准胝観音である。准提仏母観音・七俱胝仏母などともよばれ、六道の中で人間道を教化する観音菩薩といわれる仏である。像の形姿は二臂から四・六・八・十・十二・十八・三十二・八十二臂と多様であるが、日本では一面十八臂が一般的という。実相寺の像も一面十八臂で、蓮華座上に結跏趺坐する。その蓮華座を、下で左右から捧持しているのが難陀龍王・鳩波難陀龍王である。二王ともに龍がまとわりついた形となっている。二王の間には開敷蓮華があり、足下には波を表現している。極楽



二龍王像

世界の宝池を意味するものであろう。龍王や蓮弁には朱色が残る。

坐像の頭光にはアーンク（胎藏界五点具足大日如来）の種子を籠字で彫っている。一般には准胝観音の種子はボであるが、ここにアーンクを彫るのはどういう意味があるのだろうか。今後の検討課題としておきたい。さらにその背後の舟型の光背にも9字の梵字が彫られている。これもよくわからない。「七俱胝仏母所説准提陀羅尼經」（『大蔵経』20巻所収）の「本尊陀羅尼布

字法」にあるものだろうか。これには「用陀羅尼九字」とあり、光背に彫られたものも9字である。

持物は「七俱胝仏母所説准提陀羅尼經」の「准泥仏母画像法」によれば次のように記されている。まず胸前の二手で説法相をなし、右の第2施無畏印・第3劍・第4宝鬘（髪飾り）・第5俱縁果・第6鉞斧・第7鉤・第8金剛杵・第9念珠、左の第2如意宝幢・第3開敷紅蓮花・第4軍持（他の資料では「澡灌」）・第5羂索・第6輪・第7商佉（他の資料では「法螺」「螺」など）第8賢瓶・第9般若梵夾（梵夾とは經文のことであるが、他の資料では第9は「般若波羅蜜經夾」）。ここでいう他の資料とは「仏説七俱胝仏母准提陀羅尼經」のことである。その他についても多少相異がある。

実相寺の場合の持物はよくわからない品もあるが次のように判断した。胸前2手で説法印、右の第2劍・第3澡灌(?)・第4果実・第5斧・第6開敷紅蓮花・第7三鈷杵・第8施無畏・第9念珠、左の第2宝幢・第3蓮花・第4宝鬘(?)・第5羂索・第6輪・第7法螺(?)・第8水瓶・第9鉤ということになる。頭には宝冠を着し、その正面に化仏を彫る。



持物 (左)



(右)

また像の背面及び台石に次のような銘文が刻されている。

<像背面>

村中安穩十方檀越子孫繁昌福寿無量
 山門榮昌火盜潛消護法安人請縁吉利
 上報四恩 天下太平武運長久
 大乘妙典五部一字一石之塔
 下資三有 国家安全五穀成就
 再建立志
 十方檀越有縁無縁亡靈永代回向
 幻住十世賢乘頓写納經

<台石右側>

嘉永三庚戌年
 十二月日

<台石左側>

鶴岳院寛仁久昌居士（この上の蓮弁に“再開基”の文字あり）
 鶴齡院寛室妙昌大姉
 覆古院玉堂堅功居士
 修福院玉容貞操大姉
 右院号一代切

<台石裏面>

数行の刻字があるが、背後の石壇と接近しているため判読できない。

以上のことから、いくつかのことが判明する。

まずこの像の造立が嘉永3年（1850）であること。これは寺の焼失した翌年である。さらに「再建立」とあることから、この像より前に准胝観音像があったこと



准胝観音坐像（本堂裏）

がわかる。その像は、現在本堂裏に置かれている像のことと思われる。一面十八臂で結跏趺坐した像であるが、宝冠の上部、顔面の右半分はほとんど

ど欠落し、右手部分もややはっきりとしない。持物は嘉永年間の像とほとんど同じであるが、梵字・蓮華座等は無い。当然二龍王像も見ることができない。

次に銘文からこの像造立の趣旨がわかる。一般に准胝観音は除災延命の功德が説かれているが、子授けの功德（「若女人無男女、以牛黄於樺皮上、書此真言令帶、不久当有男女」一七俱胝仏母



一字一石塔（直江家墓地）

所説准胝陀羅尼經一）も説かれているところから、女性の守護仏としても信仰されてきた。現在でも女性に信仰されているところもあるという。背面の銘から造立の趣旨と思われる文言をあげると次のようになる。村中安穩・子孫繁昌・福寿無量・山門榮昌・火盜潜消・天下大平・武運長久・国家安全・五穀成就などである。なお上報四恩 下資三有（上は四恩に報い、下は三有を資く）の四恩とは父母の恩・衆生の恩・国王の恩・三宝の恩のことで、三有は生死を繰り返す迷いの世界を意味する。しかしより具体的に造立（再建立）の趣旨を記した箇所がある。それには「十方檀越有縁無縁亡霊」の永代回向のためとある。ただしこれは、准胝観音造立の趣旨というよりは、前述の「上報四恩 下資三有」とともに次に述べる一字一石塔造立の趣旨と解する方が妥当であろう。

さてその一字一石塔についてであるが、像背面のほぼ中央に「大乘妙典五部一字一石之塔」と刻している。大乘妙典は法華經のことで、8巻28品（章）からなる。一字一石は小さな石に一字ずつあるいは数字経文を書写したもので、経石・磔石経・一字一石経などもよばれている。書写し



堂跡

た石は土中に埋納し経塚を築く。石塔を建て「大乘妙典一字一石供養」などと刻された例が多い。古くは大分県朝地町上尾塚の暦応2年（1339）銘の石幢に「浄土三部経一石一字」とあるが、経石埋納の盛期は江戸時代になってからである。石塔だけでなく、地藏菩薩や観音菩薩の台石や背面に文字を刻した例も多い。実相寺の准胝観音もその例である。

埋納の目的は、追善供養・堂塔の地鎮・作善一般などいろいろであり、実相寺の場合のようなこともある。実相寺の准胝観音は、以前は寺の前を通る現鉄輪線の道路沿いにあったものを、14、5年前に現在地に移したものである。堂の中に安置されていたといい、旧在地のほぼ中央にやや平な大きな石がある。移転の際に経石等の出土は無かったというが、中央の石の下に埋納されている可能性もある。ここの堂については、「別府七湯の記」の実相寺事跡の項の挿図で見ることができる。（豊前道と実相寺参照）

ところで法華經を書写するというが、全字数は約七万字（六万九三八四字）にもものぼる。実際に一字一石塔に字数を記した例もある。日田市豆田大超寺の「大乘妙典一字一石書写宝塔」（天文3年<1738>）に69384字とあり、同じく日田市東有田福正寺西方の法華經岩の磨崖碑（文政4年<1821>）には69810字とある。いずれも『日田金石年史上巻』（武石繁次編）に所載。また同書下巻に明治40年（1907）の「南無妙法蓮華經」と刻した一字一石塔（日田市高瀬銭淵）の銘が所載されているが、経石を埋納するというものではないので、銘文の一部をあげておく。

(前略) 妙法華經八卷即六萬九千三百八十四字
必一石寫一字悉沈于河底以祈溺没變死者之冥
福矣

溺死者等の冥福を祈るため、書写した経石を川に沈めるといのである。他にあまり例をみない。

さて、約7万個もの石を埋納するとなればどれくらいの大きさの穴が必要なのだろうか。『女狐近世墓地』(大分県教育委員会『九州横断自動車道関係調査報告書』抜刷)に記載されているので参考までにあげておく。①宝暦3年(1753)銘「大乘妙典一石一字書写三千部読誦塔」(埋納壙…底面の長軸約100センチ、短軸約80センチ、深さ約100センチ、磔経が充滿)②天明4年(1784)銘「一石一字大乘妙典」(埋納壙…底面の長軸約120センチ、短軸約100センチ、深さ約75センチ、磔経が充滿)

実相寺の場合も、堂下にこの程度の穴を掘るには十分な面積がある。次にこれだけの字数を書写するとなると、大変な労力と時間を要することになる。書写にかかった月日数が確認できる例は少ないが、南海部郡直川村上直見焼石の「大乘妙典一石一字漸写塔」に次のように記されている。

自元禄癸未之秋至宝永開元之冬

約1年を費やしたことになる。実相寺の准胝観音の銘文では、住職の賢乗が「頓写納経」とある。頓写とは、急いで写すこと、大勢の者が集まって1日で1部の経を書写することの意である。とにかく急いで書いたということであろう。寺の焼失、再建という忙しさの中での作業は大変なものであったに違いない。ただ書写するだけではない。文字を書くための小石を集め、それをきれいに洗う作業もあったであろう。多くの檀家の人々の援助なくては困難であったといわざるをえない。

以上実相寺の准胝観音について、像容・銘文について他地域の例も参考に記したが、実相寺の一字一石塔を語る場合、江戸時代にこの地の庄屋を務めた直江家の墓地の墓標調査をぬきにはできない。一応全墓標の確認は終わっているが、今回は紙数の関係上報告は次の機会にゆずりたい。

大分県内で独尊の准胝観音の石像を見ることは少ない。石造文化財の研究者である福岡県豊前市の渡辺信幸氏の話によると、中津市・豊後高田市・

杵築市などに数例あるというが、いずれにせよ数は少ない。ただし多臂であるというところから千手観音と目されている例もあるのではないかと考えられるし、六観音や三十三観音としてまとめて見られている中にある可能性もある。今後の調査でその数は多少なりとも増えると思われる。

現在のところ別府市内で確認しているのは実相寺の2例だけであるが、最近ある本で市内赤松に「准胝観音堂」があるという記事を目にしたので、確認に行ってみた。赤松の公民館より少し下の道の右側に観音寺への案内がある。坂道を登りはじめ



赤松観音寺ノボリ

ると道の右側に赤いノボリが立ち並んでいる。それに白字で「奉納 観音寺准胝観音菩薩 願主□□□」と染めぬいている。願主の部分はそれぞれ墨書されている。途中数多くの石仏が並んでいるが、大半が地藏菩薩・弘法大師像・不動明王などで准胝観音らしき石仏は目につかない。坂道を登りつめた所に小さな庵があり、「天台宗 観音寺」の看板が掛っている。鍵がかかっているので中を見ることはできなかったが、まわりはきれいに整備されていた。毎月16日に祈祷が行われているようである。准胝観音を本尊としているのかもしれない。途中の石仏の製作年代は明治以降である。(佐藤宗太郎『石仏の美―庶民の願い―』によると、「全て明治から昭和にかけての作で、渡辺淳教という人の発願によるとのこと」とある)。浜脇から赤松へのぼってくる路傍に、准胝観音らしき石仏が2体(いずれも幕末の年号)あったが、この地域で准胝観音に対する信仰があったのだろうか。

竈門神社に関する史料の紹介

飯沼賢司

竈門神社に関する史料については、これまで竈門神社の神宮寺の流れである土屋家所蔵の記録類が紹介されてきた。『別府市誌』などもこれらの記録を基に記述をしてきてたが、社家である矢黒家にも近世末から近代の史料が残っている。神宮寺成立などについても土屋家所蔵の寛政4年(1792)の記録では、天長3年(826)とするが、矢黒家の記録では、平治元年(1156)に社僧神宮寺等の七坊は宇佐から来住したとあるなど異なる記載がみられる。それだけではなく、今日失われている神仏分離前の神社の祭礼や堂舎・小社の存在、周辺の古地名などを知る上でも貴重な史料となるものがある。そこで、別府地域の地域史の基礎史料として重要な史料と考え、一部ではあるが、重要と思われる慶応4年(1868)の内竈門村神社取調帳と安政4年(1857)の八幡竈門宮傳記の二つの史料を紹介することにした。

なお、史料1の貼紙と印は慶応4年(1868)に内竈門村取調帳を日田県社事に提出した際に、張られたり、押されたものと考えられ、神仏分離令(1868年3月布告)に基づく、廃仏毀釈の様子が窺える。貼紙は関係記事の上部に添付され、貼紙は付箋のように、外にはみ出している。「日田県社事印」は貼紙と本紙の接合部に割印として押されているので、この翻刻では印を省略している。

史料1 豊後国速見郡内竈門村神社取調帳
(表紙)

慶應四年

豊後國速見郡

内竈門村神社取調帳

辰五月

(貼紙)「八幡竈門神社卜可改事」

豊後國速見郡

内竈門村

字竈山

一 八幡竈門宮 拜殿廻廊神樂殿
御供屋土蔵 式外

祭神 各木體

國常立尊	天照大御神	田心姫命
湍津姫命	市杵嶋姫命	素戔鳴命
天忍穗耳命	天穗日命	活津彦根命
天津彦根命	櫛樟日命	底筒男命
中筒男命	表筒男命	天兒屋根命
天太玉命	武甕槌命	建御名方命
宮簀媛命	大山祇命	加茂別雷命
大山咋命	高竈神	倉稻魂命
大物主命	日本武尊	経津主命

天照大御神荒魂、丹生都比賣命、麿坂皇子

忍熊皇子、豐姬命、金山彦命

右三十三神者

仁德天皇御宇所祭之由申傳候、其後聖武天皇御宇神龜四年卯三月

仲哀天皇神靈

應神天皇神靈鎮座、且

淳和天皇天長三年丙午三月

神功皇皇神靈鎮座、傳記寫別紙奉差上候、勅書無御座候得共、

寬延三年庚午六月神祇伯雅富王、八幡竈門宮下御染筆之額一面御座候、

但古昔所有文字磨滅因改之、

往古竈門一莊、但内竈門：古市・野田・龜川・平田
北鉄輪・南鉄輪・小坂・小浦九村之産神御座候處、中古以来内竈門・野田・古市・龜川・平田五村之産神下相成申候、

一 佛器鰐口等無御座候、

一 梵鐘一口御座候間、此節取除置申候、

一 境内山林往古ヨリ除地ニ御座候、尤寄附地判物朱印等無御座候、

但天正年間迄、九町八反之祀田有之候處、大友氏没収以後甚零落仕候、

一 社僧神宮寺等之七坊者平治元年始而宇佐ヨリ来住八月放生会而已司候、元和元年五坊退轉、長福寺儀者婦俗之上奉仕、神宮寺一坊相存居候處、貞享年間大宮司矢黒權頭幼少ニ付神宮寺ニ社務相頼候、以来祭祀社願等取扱候處、今般被仰出候御趣意ニ而還俗之上、復舊仕大宮司下席ニ着奉仕仕度、左之通改名仕候、

土屋内彦

但境内弥陀堂一字・経塚二ヶ御座候外、宝塔経塔等無御座候

(貼紙)「此弥陀堂並経塚二ヶ所早々可取除事」

一 神器神供具之類并神輿三基大鉾其外行列道具御座候、外ニ鈴一箇寬延三年庚午六月神祇伯雅富王御寄附并神燈一對、寬延元年巳酉神祇伯資延王御寄附之品御座候、

一 神宝古鉾一本、古假面二枚、龍頭一、八手頭鍬銘刻久國二字相傳源為朝所用之外畧佛具経卷等無御座候、

一 毎年恒例之祭日大祭、三月十五日櫻會、六月廿九日御幸、十月十五日新嘗祭
小祭、三月初卯日、毎月十五日連夜國恩祭

但

勅祭無御座候、

境内未社

神明社 祭神 天照大御神 但神幣

若宮社 全 大鷗尊 全

熊野三社 全 伊弉諾尊 各木體
速玉男命 事解男命

多賀大明神 全 伊弉諾尊 神鏡

敵島大明神 全 市杵嶋姬命 但神幣

愛宕社 全 軻遇突智命 全

(貼紙)「多賀神社下可改、以下大明神号之分可倣之事」

外攝社

字御越峯

帶中津日子命

- 一 八幡社 祭神 氣長帶姫命 但石躰祭日 十一月廿日
- 譽田和氣命

舊蹟ニ御座候処、勸請年月難相分候、

字金丸

- 一 天神社 祭神 天穗日命 但木躰祭日 六月廿五日
- 外拜殿 一字 十一月廿五日

勸請年月相分不申候、

役宅鎮守

- 一 稻荷社 祭神 保食神 但御幣祭神 二月初午日
- 八月初午日

字宮野尾井手

- 一 出水大明神 祭神 罔象女命 但御幣祭日 三月中旬
- 瀬織津姫命

右同斷

字新ノ掛井手

- 一 出水大明神 祭神 罔象女命 但御幣祭日 三月中旬
- 瀬織津姫命

右同斷

(貼紙)「金山彦神社ト可改事」

字鞍谷

- 一 金毘羅社 祭神 金山彦命 但御幣祭日 三月十日・六月十日
- 九月十日

(貼紙)「大字賀神社ト可改事」

字駄平

- 一 大將軍社 祭神 保食神 但石躰祭日 六月廿二日
- 但當村并龜川兩村祭之

(貼紙)「此祠六十三所共所祭神名不詳候者可廢事」

外

- 一 小祠 六十三所

一 當社古例附屬宇佐宮奏達有之趣、然ニ明德二年辛未三月初附屬神祇伯白川殿、以來恒例之節、於内殿 伯殿代拜謹仕致來、但御達書御座候、

一 職名之儀者從前大宮司以下之向者社人ト称來候、

一 大宮司之儀往昔

勅許之旨申傳候得共證蹟無御座候、代々從 白川殿御免許ニ而位袍之儀モ代々標色

(貼紙)「無位之者位袍着用不相成事」

袍相用來候、尤先規之通、神服着用可致旨 伯殿御許狀ニ御座候、

一 近世叙位先例無御座候、姓氏之儀者、大神朝臣・越智朝臣・藤原朝臣等御座候、

一 祝主河野和泉儀、從 白川殿先例之通、冠布齊服淺黄差貫着用可仕旨御許狀ニ御座候、

(貼紙)「平人同様之身分ニ而祭礼出勤之儀如何ニ付權大宮司号召上候、自然雖去子細於有之者擬大宮司之心得ヲ以可相勤事」

一 祝安森石見儀、右同斷ニ御座候、

一 權大宮司家筋佐藤平兵衛ト申者有之候得共、當時平人同様ニ而祝詞席ニ出勤而已ニ御座候、

一 社家上官五人下官六人、何モ近世位階之先例無御座候、

一 神宮寺儀ハ、仁和寺宮ニ而權大僧都法印之僧官ニ昇進仕候、

但先例文久二年十一月十九日

右者今般御取調三付社傳舊記之趣書記言上仕候、以上、

慶応四年辰五月

(貼紙)「土屋内彦向後権大宮司職之
心得ヲ以諸祭相勤事」

右八幡竈門宮大宮司

矢黒加賀

元神宮寺

土屋内彦

権大宮司

佐藤平兵衛

祝師主

河野和泉

祝

安森石見

宮雜仕中

覚

字平野

一 地藏堂 一字

本尊木像

字峯田

一 弥陀堂 一字

同 木像

字温水

一 薬師堂 一字

同 木像

字松田

一 地藏堂 一字

同 木像

字湯之森

一 千手観音堂 一字

同 木像仁聞作

字矢黒

一 弥陀堂 一字

同 木像

字森

一 観音堂 一字

同十一面観音木像

字上ノ川

一 地藏堂 一字

同 木像

一 石佛 十一

右之通御座候、以上、

辰五月

同村庄屋
元治郎

史料2 豐後國速見郡八幡竈門宮傳記

(表紙)

豐後國速見郡

八幡竈門宮傳記

八幡竈門宮傳記

仁德天皇時有勅日、後豐州速見郡竈門莊龜山者

日本武尊及

神功皇后西征時造行宮徵兵之地、宜崇敬潔祀、於是始降

三十三神稱日

竈門大明神以大神豐美津司祭祀豐美津今大宮司之祖

聖武天皇神龜四年丁卯三月十五日

仲哀天皇

應神天皇神靈、從菟挾降臨于竈門莊寶城峯、此日於山麓、見一白髮老翁長丈余髭鬚二尺許、狀貌異常、自

稱大明神、大神諸男命與竈門宮司正六位大御神豐永迎祭

二神御越峯、既而又降臨龜山懸櫻樹枝上今時三月十五日稱櫻會祭者蓋始於此、忽變為白髮老翁、威靈赫々可仰諸男命、畏伏輕拜深念默禱者三日夜時有冥託云、於此始配

竈門大明神祭于殿中央、

嵯峨天皇時不詳在何歲藤百合若獻田九町八反以為祀田、

淳和天皇天長三年丙午三月十五日迎神功皇后神於菟挾亦配焉、是時大宮司從五位下大神豐朝、遂稱八幡竈門宮

右傳者輯大神氏所藏祀傳・古文書及家譜其他諸書、謹叙之、並舉祭祀興廢以附後焉、

建久七年丙辰大友左近將監源能直受封于後豐、崇信此 神祠、正治元年己未復祀田九町八反

此謂復祀田蓋先是爲豪舊所棄然今不可考、大興、東濱行幸之儀東濱今三本松是也、具

八幡三神神輿三及

三十三神神輿一云是時大宮司從五位下矢黑紀伊守大神豐秀

天正十九年辛卯豐侯 (侯) 大友氏沒取祀田、於是東濱行幸之儀寢

古昔隸此 祠以奉祭祀之民戶不詳幾許、相傳以為竈門一莊矣、蓋係竈門莊者今爲九村內竈門・野田・古市・龜川・平田・北鉄輪・南鉄輪・小坂・小浦是也、

而中古以降奉祭祀者五村內竈門・野田・龜川・平田及鉄輪村大井手川以北附焉、

安政四年丁巳春矢黑豐光・河野豐弘屢請

村正日聞、昔年有東濱行幸之事及大友氏之乱而止、方今祓潔獨奉 神幣幸三本松、其儀僅存耳、非可恨之甚乎、吾儕辱嗣祖業掌神事、欲一復此典、以告休于 神明者有年、于此而事有大難成者如得五村正會議、吾儕何喜加之、於是村正屢會議、遂叟命五村富豪獻金、以助其費器械衣物盡備、於是修治孔道約每歲六月廿九日村各輪次行祭事、因自內竈門始三本松行幸之儀大成、第一神輿

應神天皇、第二

仲哀天皇及

神功皇后、第三

竈門大明神鹵簿別有記載、

丁巳秋八月吉辰

藤原 贊 謹記
清原 重熙

執筆者

豊前道と実相寺

入江秀利

実相寺「再建造創記」と准胝観音

小泊立矢

竈門神社に関する史料の紹介

飯沼賢司

べっふの文化財 No.36

発行・編集 平成17年3月31日
別府市教育委員会生涯学習課

編集 別府市文化財調査員

印刷 日新印刷株式会社